



小売商標について

弁理士 齋藤 宗也

1 はじめに

「平成18年意匠法等の一部を改正する法律」が成立し、「小売及び卸売」を指定役務とした出願が認められることになりました。

本稿の執筆時点（平成18年6月末）では審査基準や運用は決まっていますが、わかっている範囲でこの「小売及び卸売」サービスの扱いについてご説明します。

2 改正について

(1) 改正の背景

従来は、小売業者が商品を取りそろえたり陳列したりする行為は、商品の販売に付随して提供されるものであり、商標法上において独立した「役務」に該当しないとされてきました。その結果、小売業者の商標は「商品」の「譲渡」という観点から「商品商標」として保護されてきました。

しかし、こうした対応は必ずしも現実に即したものとはいえませんでした。たとえば、小売業者の商標は、店頭のパネルや、店員さんの制服、ショッピングカート、レジ袋等に使用されています。こうした商標を見て、みなさんは具体的な「商品」の出所標識としてそれを受け取るでしょうか？「商品」の出所表示というより、需要者が買い物をしやすいように商品の品揃えや展示方法に工夫を凝らし便宜を図るといった小売業者自身のサービス活動そのものを表示していると考えるのが自然です。しかも、こうした使用方法は、特定の「商品」との関係が希薄ですから「商品商標」としての使用に該当するかどうか、すなわち不使用問題とも関連してきます。加えて、国際的にも「小売」がサービスであるとの取り

扱いは広まっています。

そこで、今まで「商品商標」として権利化されてきた小売業者の商標を、「小売」サービスについての「役務商標」として的確に保護していくために、今回改正がなされました。

(2) 改正の内容

施行の時期

施行の時期は、法律の公布より一年以内とされているに過ぎませんのでまだ未定です。しかし、大方の見方としては、平成19年4月1日施行と予測されています。

指定役務の表示方法

第35類に属するサービスになることは確実ですが、具体的な表示方法は未定です。「主として の小売又は卸売において行われる顧客に対する便益の提供」という表示や「主として の陳列・品揃え」等が考えられます。マドプロによる国際登録では「Retail Store Service」の表示が認められていますから、あまり国際的に特異な表示とならないことを期待したいものです。

従来の「商品商標」との関係

この改正にあたり、「産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会」はその報告で「特定の商品商標との間で出所の混同が生じるおそれがあると考えられる場合には、合理的な範囲において、商品商標と役務商標間において、先行登録商標との関係で問題が生じないような審査の枠組みを検討することが適切」と注文しています。したがって、「合理的な範囲」において「商品商標」と「小売商標」との間でクロスサー

チが行われることはほぼ間違いないと思われます。

具体的にどの範囲を「合理的な範囲」とするかはわかり次第お知らせします。

経過措置

施行後三ヶ月間にされた「小売商標」（この経過期間に出願された小売サービスについての出願を「特例小売商標登録出願」といいます。）は同日出願として扱われます。

特例小売商標登録出願中に同一又は類似の商標が複数ある場合は、周知なものが優先的に登録されます（4条1項10号）。周知なものがいない場合は協議指令が発せられます。この段階で、実際に使用している出願は「使用に基づく特例の適用」を主張することができ、そうでない特例小売商標登録出願より優先されることとなります。使用に基づく特例の適用の主張がされた出願が複数ある場合は重複登録となります。一方、そうした特例の主張出願がない場合は、商品商標と同じく「くじ」となります（以上、附則第7・8条）。

その他、施行の際に小売サービスを行っている範囲内では他人の登録があっても継続して使用できる継続的使用権も認められます。

3 さいごに

冒頭申し上げたとおり、「小売商標」は法改正が行われたばかりで具体的な内容までは決まっていません。今後、詳細が分かり次第お知らせしていきたいと思います。

以上